

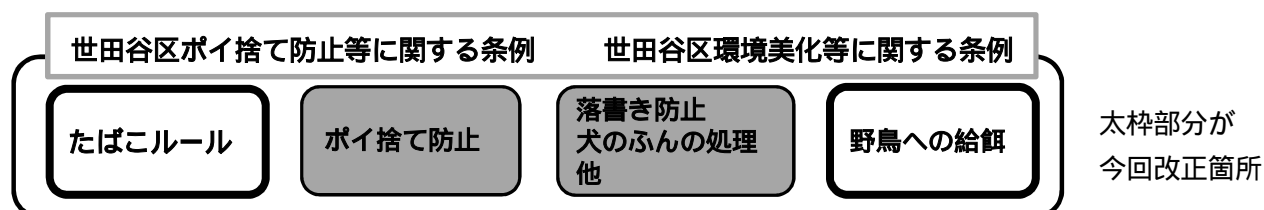
世田谷区ポイ捨て防止等に関する条例の一部を改正する条例

1 主旨

近年の国内での喫煙に対する関心の高まりや、東京2020大会開催を契機に、屋内の受動喫煙防止の取組みと連携して、屋外の公共の場所等での環境美化及び迷惑防止を促進し、区民にとって健康で安全かつ良好な環境を実現することが求められている。

このため、喫煙する人とならない人が相互に理解を深め、区民協働により地域のたばこマナーが向上するまちづくりの実現を目指し、世田谷区たばこルール(案)を策定するとともに、条例に規定する。

また、カラス等の野鳥への給餌による生活環境への被害を防止するため、区民等の責務を定める必要があることから、たばこルールの規定とあわせて条例に規定し、条例名を「世田谷区環境美化等に関する条例」に改正するため、平成30年第1回区議会定例会に「世田谷区ポイ捨て防止等に関する条例の一部を改正する条例」を提案する。



2 改正内容(詳細は、別紙1「新旧対照表【4月1日施行】」、別紙2「新旧対照表【10月1日施行】」のとおり)

(1) 世田谷区たばこルールに関する規定

区民等(区内に住んでいる人、働いている人、訪れる人)は、区内全域の道路、公園(身近な広場を含む)では、指定喫煙場所を除き喫煙をしてはならないものとする。

区民等は、道路、公園以外の屋外で喫煙する場合には、公共の場所にいる区民等へのたばこの煙による迷惑防止に配慮することとする。

区民等は、区内全域で喫煙禁止である道路、公園はもとより、それ以外の屋外の公共の場所及び公開空地()においても、歩きたばこ(自転車乗車中を含む)はしないよう努めるものとする。

公開空地：日常一般に開放され、歩行者が自由に通行し、又は利用することができる敷地をいう。事業者は、公共の場所にいる区民等へのたばこの煙による迷惑防止を図るため、その有する敷地内において、灰皿の撤去、移設、適切な喫煙場所の確保等の環境整備、ルール周知の協力を努めるものとする。

区は、道路、公園、公共の場所等に指定喫煙場所を整備するとともに、要件を満たす民間の喫煙場所を指定喫煙場所に指定する。

(2) 給餌による迷惑行為の防止に関する規定

区民等は、周辺住民の良好な生活環境を確保するため、カラス、ハト等の野鳥への給餌により、集散する野鳥の鳴き声やふん尿、攻撃や威嚇などの迷惑を及ぼさないよう努めなければならないものとする。なお、罰則は設けない。

3 施行予定日

(1) 平成30年4月1日

指定喫煙場所の設置等及び給餌による迷惑について規定するとともに、条例名を改正する。

(2) 平成30年10月1日

路上禁煙地区を廃止し、道路、公園の全面禁煙等のたばこルールについて規定する。